

厚生労働省告示第二百六十六号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者等（平成十二年厚生省告示第二十三号）の一部を次のように改正し、平成二十年五月一日から適用する。

平成二十年四月十日

厚生労働大臣 舛添 要一

【省略・新旧対照表を参照のこと】

改 正 案	現 行
<p>一〇十四 (略)</p> <p>十五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注2、ロ(1)から(5)までの注2、ハ(1)から(3)までの注2及びニ(1)から(4)までの注2の厚生労働大臣が定める利用者</p> <p>難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の利用者であつて、サービスの提供に当たり、常時看護師による観察を必要とするもの</p> <p>十六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(5)の注、ロ(7)の注、ハ(5)の注、ニ(6)の注及びホ(5)の注の厚生労働大臣が定める療養食</p> <p>第十三号に規定する療養食</p> <p>十七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(6)の注、ロ(8)の注、ハ(6)の注及びニ(7)の注の厚生労働大臣が定める者</p> <p>第十四号に規定する者</p> <p>十八〇三十五 (略)</p> <p>三十六 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注12の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者</p> <p>次に掲げる要件を満たす者</p> <p>イ 次の(1)から(3)までのいずれにも適合している入所者</p> <p>(1) 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。</p> <p>(2) 入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者のターミ</p>	<p>一〇三十七 (略)</p> <p>十五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注2、ロ(1)から(4)までの注2、ハ(1)から(3)までの注2及びニ(1)から(4)までの注2の厚生労働大臣が定める利用者</p> <p>難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の利用者であつて、サービスの提供に当たり、常時看護師による観察を必要とするもの</p> <p>十六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(5)の注、ロ(6)の注、ハ(5)の注、ニ(6)の注及びホ(5)の注の厚生労働大臣が定める療養食</p> <p>第十三号に規定する療養食</p> <p>十七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(6)の注、ロ(7)の注、ハ(6)の注及びニ(7)の注の厚生労働大臣が定める者</p> <p>第十四号に規定する者</p> <p>十八〇三十五 (略)</p>

ナルケアに係る計画が作成されていること。

(3) 医師、看護師、介護職員等が共同して、少なくとも一週につき一回以上、本人又はその家族への説明を行い、同意を得て、ターミナルケアが行われていること。

ロ 入所している施設又は当該入所者の居室において死亡した者

三十七・三十八 (略)

三十九 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスイ(1)から(4)までの注10、ロ(1)及び(2)の注7並びにハ(1)から(3)までの注6の厚生労働大臣が定める者

平成十七年九月一日から同月三十日までの間において、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号)第十二条第三項第三号に掲げる厚生労働大臣の定める基準に基づき、入院患者が選定する特別な病室の提供を受けたことに伴い必要となる費用の額の支払を行っていない者

四十 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスイ(11)の注、ロ(9)の注及びハ(10)の注の厚生労働大臣が定める療養食

第十三号に規定する療養食

四十一～五十 (略)

五十一 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(4)の注、ロ(6)の注、ハ(4)の注、ニ(5)の注及びホ(4)の注の厚生労働大臣が定める療養食

第十三号に規定する療養食

五十二～五十五 (略)

三十六・三十七 (略)

三十八 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスイ(1)から(3)までの注10、ロ(1)及び(2)の注7並びにハ(1)から(3)までの注6の厚生労働大臣が定める者

平成十七年九月一日から同月三十日までの間において、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号)第十二条第三項第三号に掲げる厚生労働大臣の定める基準に基づき、入院患者が選定する特別な病室の提供を受けたことに伴い必要となる費用の額の支払を行っていない者

三十九 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスイ(10)の注、ロ(9)の注及びハ(10)の注の厚生労働大臣が定める療養食

第十三号に規定する療養食

四十～四十九

五十 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(4)の注、ロ(5)の注、ハ(4)の注、ニ(5)の注及びホ(4)の注の厚生労働大臣が定める療養食

第十三号に規定する療養食

五十一～五十四 (略)